

## 合併時等の決算事務の取扱いについて(厚年・DB、意見募集開始)

対象先	DB年金	厚年基金	適格年金	退職金	その他
内容	法令通知	財政運営	資産運用	会計基準	その他

### ポイント

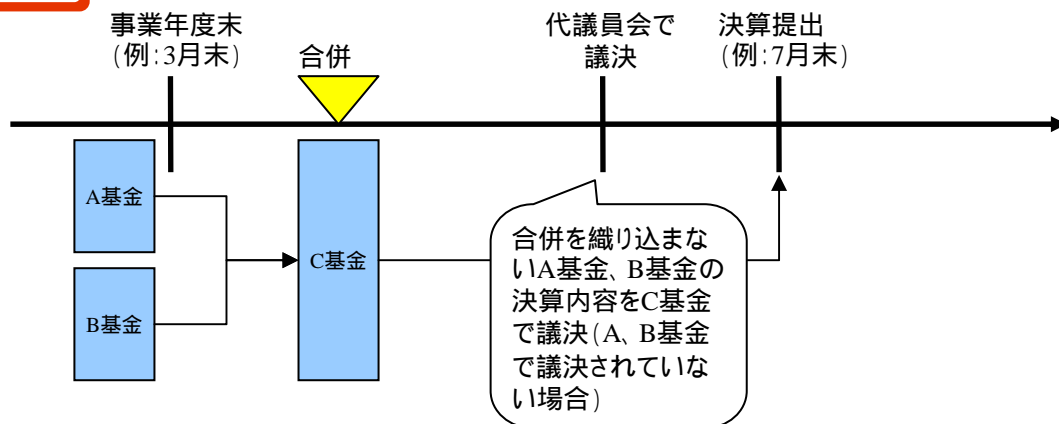
合併等<sup>1</sup>を行った場合の決算事務の取扱い(議決方法、提出先)を明確化する趣旨の意見募集(パブコメ)が開始されました。

- 合併等を行う場合、決算は合併等を織り込まない状態での議決が必要。
- 存続基金等が議決し<sup>2</sup>、管轄の地方厚生局宛に提出する。

- 1 合併・統合(DB法第74条・同76条、厚年法第142条)、分割(厚年法第143条、DB法第75条・同第77条)、代行返上(DB法第112条)等
  - 2 合併等の前の基金等で議決されていない場合に限る。分割の場合は存続する基金等で承継した権利義務(給付現価)が最大の基金等が議決する。
- 改正通知:「厚生年金基金における決算事務の取扱いについて」平成8年6月27日年発3323号、「確定給付企業年金の規約の承認及び認可の基準等について」平成14年3月29日年企発第0329003号・年運発0329002号

<http://search.e-gov.go.jp/servlet/Public?CLASSNAME=Pcm1010&BID=495090031&OBJCD=100495&GROUP=>

### 例: 合併



合併が決算提出以後の場合、従来通りA基金、B基金でそれぞれ議決し、各管轄の地方厚生局宛に提出